

令和5年 八潮市農業委員会8月総会 議事録

1 開催日 令和5年8月24日(木)

2 開催時間 午後2時30分から

3 会場 市役所第2会議室

4 出席委員 14名

会長 1番 小早川喜一

委員 3番 大塚 一宏 10番 松田 淳一

4番 齋藤 富子 11番 荻野 勝利

5番 福岡 達則 12番 石井 清巳

6番 飯山 敏行 13番 関根 幸子

7番 新井 孝美 14番 荻野 透

8番 鈴木 隆 15番 白倉 明久

9番 田中 幸夫

5 欠席委員 1名

会長職務代理者 2番 鈴木 新一

6 議事日程

第1 会長互選

第2 会長職務代理互選

第3 議席の決定

第4 議事録署名人の選任

第5 書記任命

第6 担当地区の決定

7 協議事項

農業経営基盤強化促進に関する基本構想の一部改正(案)について
各審議会等委員の選任について

8 転用等届出受理報告

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の件

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の件

報告第3号 農地転用許可後の工事完了届について

9 その他

10 農業委員会事務局職員

局長 瀧沢 昭仁

係長 清水 茂

主任 五十嵐陽子

開会 午後 2時30分

◎開会の宣告

○事務局長 みなさん、改めましてこんにちは。事務局長の瀧沢と申します。

開会に先立ちまして、仮議席の指定について説明いたします。

議席が決定されておられませんので、現在の皆様の座席につきましては、推薦受付順に仮議席を指定させていただきましたのでご了承ください。

それでは、ただいまから、令和5年第8回八潮市農業委員会総会を開会いたします。本日の会議は、八潮市農業委員会委員の任期満了による任命後、最初の総会となりますことから、農業委員会等に関する法律第27条第1項ただし書きの規定に基づきまして、市長より招集をさせていただき、皆様にお集まりいただきました。

また、定足数については、農業委員会等に関する法律第27条第3項に、「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。」とあります。

在任委員は15名ですので、8名以上の委員の出席が必要となります。

本日の出席者は、14名でございます。定足数に達しており、本日の農業委員会は、成立しておりますことをご報告いたします。なお、鈴木新一委員から欠席の連絡を受けておりますので、宜しく願いいたします

これより会議に入りますが、会長が選出されるまでの間、私が議事を進行させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

初めに、本日は任命後最初の総会でございますので、委員の皆様から自己紹介をお願いしたいと思います。

自己紹介の方法につきましては、簡潔に地番を除いてご住所とお名前を述べてください。仮議席番号順に1番の荻野透議員から自己紹介をお願いいたします。

○委員（荻野 透委員） 八潮一丁目の荻野です。よろしく願いいたします。

○委員（松田淳一委員） 八潮の浮塚に住んでいます松田淳一です。よろしく願いします。

○委員（荻野勝利委員） 八潮一丁目に住んでおります荻野勝利です。よろしく願いいたします。

○委員（齋藤富子委員） 鶴ヶ曾根二の齋藤富子です。よろしく願いします。

○委員（関根幸子委員） 大曾根の関根幸子です。よろしく願いします。

○委員（大塚一宏委員） 八條高木地区の大塚一宏と申します。よろしく願いします。

○委員（新井孝美委員） 八條入谷地区の新井孝美と申します。よろしく願いします。

○委員（鈴木 隆委員） 南川崎地区の鈴木隆でございます。よろしく願いいたします。

○委員（田中幸夫委員） 下二丁目、上二丁目の田中幸夫です。よろしくお願いします。

○委員（石井清巳委員） 八條和耕地区の石井清巳です。よろしくお願いします。

○委員（小早川喜一委員） 西袋の小早川喜一です。よろしくお願いいたします。

○委員（臼倉明久委員） 大瀬地区の臼倉明久です。よろしくお願いします。

○委員（飯山敏行委員） 鶴ヶ曾根地区の飯山敏行です。よろしくお願いします。

○委員（福岡達則委員） 大瀬古新田地区の福岡と申します。よろしくお願いします。

○事務局長 ありがとうございます。

続きまして、職員の紹介をいたします。

まず、田口市民活力推進部長よりご挨拶をお願いいたします。

○市民活力推進部長 皆さん、こんにちは。また、このたび農業委員にご就任おめでとうございます。

私は市民活力推進部長の田口と申します。

本年度第1回目の農業委員会総会の開催に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

先ほど市長からもありましたが、近年農業を取り巻く環境は農業の担い手の不足、あるいは耕作放棄地の発生、防止、解消など農地に関する課題は山積しております。農地は食料の供給につながるものであり、他の土地と違って、国策として農地法により転用など制限があり、農地が守られているところでございます。

皆様方におかれましては、こうした農地の転用など農地利用の最適化に向けてご協議いただくこととなりますが、どうか八潮市の農業推進のためにお力添えをいただきますようお願いいたします。

また、今年度と来年度に向けて、農業経営基盤強化促進法の改正に伴いまして、地域計画というものを市町村ごとに作成することになっております。農業委員の皆様におかれましては、農業、農地の目標地図の作成など様々な面でいろいろとご助言等いただくこととなりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

また、農業委員会の事務局といたしましても、できる限りのサポートはさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ご挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いします。

○事務局長 ありがとうございます。田口部長におかれましては、この後、別の業務がございますので、ここで退席をさせていただきます。

次に、事務局職員をご紹介します。

○事務局係長 こんにちは。農業委員会事務局係長の清水と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局主任 お世話になります。農業委員会事務局の五十嵐と申します。よろしくお願いいたします。

たします。

- 事務局長 このほか都市農業課、都市農業係兼務ではございますが、臼倉係長がおりますが、本日窓口業務のため、改めて後日ご紹介をさせていただきます。

◎会長互選

- 事務局長 それでは、次第2に入らせていただきます。

会長の互選に移ります。

会長の選出につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定により委員が互選することとなっております。

会長の互選につきましては、指名推選と投票の方法がございますが、どちらにいたしますか。

——— 委員より「指名推選」の声あり ———

- 事務局長 指名推選ですね。指名推選ということですが、よろしいでしょうか。

——— 委員より「異議なし」の声あり ———

- 事務局長 それでは、農業委員会会長の選出につきましては、指名推選とさせていただきます。委員の皆様から意見を求めます。会長へ指名推選される方はいらっしゃいますか。

お願いいたします。

- 委員（大塚一宏委員） 小早川喜一委員にお願いしたいと思います。

農業委員経験が5期目ですし、会長代理も経験済みなので、実績、経験とも申し分ないと思います。よろしく申し上げます。

- 事務局長 ほかにございますか。

そうしますと、小早川委員を会長にという意見がございましたが、小早川委員を会長にお願いすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

——— 賛成者挙手 ———

- 事務局長 挙手多数ということで、それでは、会長は小早川委員にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、小早川委員、前の席へどうぞ。ここで新会長の小早川委員に会長就任の挨拶をお願いいたします。

- 会長 皆様、改めましてこんにちは。

ただいま会長の互選におきまして、皆様から信任をいただきまして、会長を拝命いたしました小早川喜一でございます。

現在、国内を取り巻く農業情勢というものは、国内外産の悲喜こもごもでございます。先ほど来、市長並びに部長の話にもございましたように、農業者の高齢化、そして後継者不足、さらには極端な地球温暖化による異常気象、そしてまた自国ファーストによる輸出の規制によりまして、肥料、そして農業資材等が高騰しております。また、産油国の算出抑制によりまして原油価格が高騰しております、今朝もガソリンが200円になるとか、ならないとかという話でございます。また、去年のロシアのウクライナ進攻も大きな影を落としております。

しかし、人類は有史以来困難を克服してまいりまして、稲作、畑作を続けてまいりました。私たちもこのような厳しい状況の中ではございますが、こうして委員の皆様のお一人お一人の力によりまして、人知を集めましてこの状況下を克服すべく、そして次代に一つでも多くの美田を残すよう努めていかなければいけないかと思っております。

委員一人一人の力をいただきまして、微力ではございますが、八潮の農業を支えてまいる所存でございますので、よろしく願いをいたします。

言葉は整いませんが、結びに委員のご協力と、そしてご指導をいただくことをお願いをいたしまして、簡単ではございますが私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○事務局長 ありがとうございます。

以上で、会長の互選について終了となります。

会長が決定いたしましたので、これをもちまして仮議長の職務を終了させていただきます。皆様のご協力に感謝申し上げますとともに、小早川会長を中心とする八潮市農業委員会のますますのご発展と皆様のご活躍をお祈り申し上げます。

それでは、ここで暫時休憩とさせていただきます。

——— 休 憩 ———

◎会長職務代理互選

○議長 それでは、皆さんよろしく願いをいたします。

次第に従いまして進めてまいります。

続きまして、会長職務代理の互選でございます。

会長職務代理の選出につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第5項及び八潮市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、「委員が互選した者がその職務を代理することとなっております。

会長職務代理の互選につきまして、指名推選と投票の方法がございますがどちらにいたし

ますか。

———— 委員より「指名推選で」の声あり ————

○議長 指名推選の発言がございました。

それでは、会長職務代理の選出につきまして指名推選とさせていただきます。それでは、委員の皆様から、会長職務代理を指名推選される方はいらっしゃいますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木 隆委員） 会長職務代理を今日はちょっと欠席なんですけど、鈴木新一委員を推薦いたします。

人柄、そして経歴等加味いたしまして、鈴木新一委員がいいのではないかと思います、推薦いたします。

○議長 ありがとうございます。ただいま鈴木隆委員より鈴木新一委員を推薦するという言葉がございました。

鈴木新一委員とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———— 賛成者挙手 ————

○議長 挙手全員でございます。ありがとうございます。

○事務局長 補足なんですけれども、今日の午前中、鈴木新一様から電話連絡がありまして、ちょっと体調を崩されて、あいにく今日出席できないんですけれども、もし会長職務代理互選の際に、ほかに誰もいらっしゃらなくて、鈴木新一さん自身が推選された際は受けていただける旨の連絡をいただいています。報告させていただきます。

○議長 今、事務局長からお話がありましたように、了解を得ておりますので、鈴木新一委員に会長職務代理をお願いしたいと思います。

本来であれば、私の隣に来るわけでございますけれども、今日はちょっと〇〇〇ということなので、次回またご挨拶をお願いしたいと思います。

◎議席の決定

○議長 続きまして、今日は暫定的に届出順に席を決めておりますが、本来は席順を決めなさいいけないということでございまして、ここで議席の決定を行いたいと思います。

事務局より第4の資料の配付をお願いいたします。

———— 資料配付 ————

○議長 ただいまお配りした議席案でございます。

これを基に席順を決めさせていただきます。

議席は八潮市農業委員会総会規則第6条の規定により「くじで定める」となっております。しかし、従来から農業委員の経験年数順によって決定しておりますことから、それにご異議ございませんか。

—— 委員より「異議なし」の声あり ——

○議長 ありがとうございます。ご異議なしと認めます。

よって、議席の決定方法は、経験年数順によることに決定いたしました。

それから、従来どおり会長1番、会長職務代理を2番とし、3番以降は農業委員の経験年数順で、経験年数が同じ場合は年齢順にしたいと思いますが、いかがでしょうか。これにご異議ございませんか。

—— 委員より「異議なし」の声あり ——

○議長 ありがとうございます。ご異議なしと認めます。

よって、議席につきましては農業委員経験年数順、経験年数が同じであったときには、年齢順によって、決定することにいたしました。

事務局、確認とこの後の説明をお願いいたします。

○事務局長 それでは、お配りした案のとおり、議席番号は経験年数順、年齢順とすることに決まりましたので、「案」の文字を消してください。

表中左側の番号が、皆様の議席番号となりますのでご確認ください。

通常、総会の際は議席番号順に着席していただくのですが、本日は時間のロスにもなりますので、このままの席で総会を続けさせていただきます。

これから議席番号札と総会資料を配付させていただきますので、暫時休憩とさせていただきます。

しばらくお待ちください。

—— 休 憩 ——

○議長 それでは、休憩前に引き続き会議を進めます。

◎議事録署名人の選任

○議長 続きまして、議事録署名人の選任でございます。

議事録署名委員の選任につきましては、八潮市農業委員会総会規則第11条の規定により、議長及び総会において定めた2人以上の出席委員が署名することになっております。

慣例でこちらからご指名してよろしいでしょうか。

—— 委員より「はい」の声あり ——

○議長 ありがとうございます。

それでは、3番、大塚一宏委員、15番、白倉明久委員にお願いをいたします。

◎書記任命

○議長 続きまして、書記の任命ですが、特に規定はありませんので、慣例により瀧沢事務局長にお願いをいたします。

○事務局長 はい、分かりました。

◎担当地区の決定

○議長 次に、第7の担当地区を決めさせていただきます。

まず、事務局より担当地区の案について説明してください。

○事務局 それでは、お配りした資料のうち、資料1をお手元にご用意ください。

資料の確認はちょっと前後しますが、この後、改めて確認させていただきます。

資料の1は、改選に伴いまして担当地区の案ということになるんですけども、基本的には従来の担当地区を受け継いでいく形なんですけれども、改選に伴い、委員さんが変わることによりまして、住んでいらっしゃるところが近くに偏るケースもありましたので、組替えをしないといけないということで、この表中、網のかかっているところが地区を組み替えたところですよ。

表の右側が参考なんですけれども、まず今年の八・一調査で対象の農家さんがどのぐらいあるかという件数になっております。その参考の右側が、前任期中、過去3年にどのぐらい農業委員会の総会に諮った案件があったかという数値となります。この辺を参考に見ていただきながら、ご自分の地区をちょっと確認していただきたいんですけども、それと、白倉明久さんにはちょっと住んでいる箇所が福岡委員の近くとなりますので、申し訳ないんですけども、その隣の前〇〇〇さんが担当していただいた伊勢野、上大瀬を担当していただきたいと思っております。

簡単ですが説明は以上となりますが、ご確認の上、この組み合わせでよろしいかどうか確認いただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長 担当地区事務局案についてでございますが、事務局から説明がありましたように、お

配りした内容のとおりをお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 それでは、よろしく願いいたします。

担当地区につきましては、「案」の文字を消していただいて、次に移りたいと思います。

◎傍聴者について

○議長 事務局、よろしく願いいたします。

○事務局長 本日の傍聴者につきましては、出席の方がおりませんので、ご報告申し上げます。

◎資料の確認

○事務局長 続きまして、資料の確認をさせていただきます。

資料の不足、乱丁等がある場合は、恐れ入りますが、手を挙げてお知らせくださいますようお願いいたします。

- | | |
|------------------|----------|
| ①八潮市農業委員会 8月総会次第 | A 4横 |
| ②農業委員担当地区 (案) | (資料 - 1) |
| ③審議会等委員一覧 | (資料 - 2) |
| ④農業委員会憲章 | (資料 - 3) |

こちらは、平成28年の法改正に伴い、農業委員会組織の活動強化に向けて新たに定められたものとなります。

- | | |
|--------------------------------|----------|
| ⑤八潮市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」 | (資料 - 4) |
|--------------------------------|----------|

こちらは、農業委員会等に関する法律第7条の規定により、区域内の農地利用の最適化の推進に関する目標や方法等について定めることとされておりまして、ホームページでも公表しているものです。

- | | |
|-------------------------------|----------|
| ⑥八潮市農業委員会総会会議規則 | (資料 - 5) |
| ⑦特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 | (資料 - 6) |
| ⑧八潮市農業委員会慶弔規程 | (資料 - 7) |
| ⑨令和5年度農業委員会総会及び研修会等日程表 | (資料 - 8) |
| ⑩ご就任のお祝いと全国農業新聞のご活用のお願いについて | (資料番号なし) |

(エコバッグ、新聞チラシ・タオル・軍手・ハンドクリーム付き)

こちらは、全国農業新聞と埼玉県農業会議より、改選により新たに任命された皆様方に対して、感謝の気持ちをお伝えするとともに、全国農業新聞を購読し、農業委員としての活動に大いに活用されるよう、お願いされたものでございます。

委員活動だけではなく、農業経営にも非常に参考になると思いますので、購読についてご検討されますよう、よろしくお願いいたします。

⑪農業経営基盤強化促進法に関する基本構想の一部改正（案）について

(資料 - 9 - 1 ~ 4)

⑫令和5年度農地利用最適化活動活性化研修会の開催について (資料 - 10)

⑬四市町農政研究会合同研修会の開催について (資料 - 11)

⑭生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんについて (依頼) (資料 - 12)

⑮農業委員会活動記録簿 (8~9月分、新任委員はフラットファイルつき)

⑯(継続委員のみ)慶弔費に関するご報告について

次に、これからご説明させていただくのは、新任委員のみの対象となりますのでご理解ください。

⑰農業委員会委員活動記録セット

(資料番号なし)

委員の皆様へ配付し、利用いただいているものです。中に活動記録簿のページがありますが、本市はこれとは別に独自の記録簿を使用しておりますので、ここは使わなくて結構です。その他の中身は、農業委員の業務について記載されているほか、相談を受けた際の記録や総会などでの記録、スケジュールの記載などに便利に使用できるものとなっておりますので、ご利用ください。

⑱農業委員帽子

⑲農業委員章

正装した際に、上着につけていただければと思います。

以上となりますが、資料の漏れ等はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

では、説明は以上になります。

○議長 ありがとうございます。

◎協議事項

○議長 それでは、次第8、協議事項に入りたいと思います。

農業経営基盤強化促進法に関する基本構想の一部改正（案）につきまして、事務局より説

明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料9をご覧ください。

農業経営基盤強化促進に関する基本構想の一部改正（案）について説明いたします。

お配りした資料は右上のほうに資料9-1の市長から農業委員会宛てに一部改正に当たって、貴委員会に意見照会しますという依頼文と、資料9-2別添1、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の改正について、後ろをめくっていただくと別添2の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」変更の流れについて、それと資料9-3、横版になっている新旧対照表と、資料9-4、基本構想の改定案となっております。

こちらに基づいて説明させていただきます。

それでは、まず農業経営基盤強化促進に関する基本構想とは何かといいますと、農業経営基盤強化促進法という、効率的で安定的な農業経営を育成するという目的を実現するため、農業経営の規模拡大などを進めていく意欲のある農業経営者、主に認定農業者のことを指します、こちらを総合的に支援するために国が平成5年に制定した法律がありますが、その中で、県では農業経営基盤強化の促進に関する基本方針を定めるものとし、市ではこれに基づきまして、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、基本構想と申し上げていますが、こちらを定めることができるようになっており、八潮市でもこれに沿って基本構想を作成しています。

この基盤法が今年4月1日付で改正されたことに伴い、県の基本方針も変更されたので、それに合わせて市の基本構想を一部変更するものです。

主な改正点につきましては、資料9-2の表面、別添1をご覧ください。

この農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の改正については、埼玉県の基本方針の変更についての説明となっており、これに沿って市の構想も変更しております。

初めに、（1）人・農地プランや利用権設定等促進事業の記載見直し。

これは、地域計画が法定化されたことから、人・農地プランに基づく表現から地域計画の趣旨に即した形に変更したもので、これに伴い、農地の集積・集約化の手法から利用権設定等促進事業を削除しました。

続いて、（2）法改正に伴う農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備を規定。

基盤法の改正に伴いまして、法律第11条の11の規定に基づき、埼玉県農業支援課を埼玉県農業経営・就農支援センターとして位置づけまして、基本方針の第4には、センターの業務内容を記載しているほか、農業を担う者の確保育成をするための県の取組・関係機関との役割とその考え方・定着に向けた取組と経営発展に向けた取組を記載しているので、これに準じて市の基本構想も変更いたしました。

（3）の農用地の利用の集積に関する目標値の変更につきましては、改正前50%から改正

後56%、こちら県では変更後の目標値、令和15年度に56%というものが、現行の目標値、令和12年度に50%を維持した上で、耕地面積と集積面積の実績からの趨勢、つまり社会の動向から設定したもので、八潮市ではこの数値を20%から30%に変更しております。

今後の手続の流れにつきましては、別添2をご覧ください。

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」変更の流れとしまして、まず1の市町村基本構想改正原案の作成、こちら別添1で示した内容を盛り込んだ改正原案を市が策定し、お配りしている資料が改正案です。

次、2にある農業委員会、農業協同組合への意見照会というのが、今回ご協議いただいている内容です。なお、さいかつ農業協同組合も意見照会を行っております。

そして、3、県知事への同意協議、今回、農業委員会と農協の意見結果を添えて、県へ協議を行います。

最後に、4、新基本構想の作成、公告。県の協議結果を踏まえ、市では新たな基本構想の公告を行います。おおむね9月中旬までに公告を行うよう県より指示があり、決裁後ホームページ等に掲載する予定です。

なお、一緒にお配りしております改正版の案と新旧対照表に詳細は載っております。

一方的な説明でさらに短時間で内容をご確認いただくのは大変恐縮ではございますが、ご確認どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局より農業経営基盤の強化促進法に関する基本構想の一部改正（案）について説明がありましたが、何かご質問、ご意見等がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べてから発言をお願いいたします。

よろしいですか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ないようでしたら、本改定案につきましては、「支障なし」ということで、よろしくお願いをいたします。

続きまして、協議事項、各審議会等委員の選任につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、A3サイズの資料2をご覧ください。

こちらが農業委員会のほうに充て職となっているものとか、各方面から審議会とかに農業委員会より委員の選出をお願いする関係が結構ありまして、この表の一覧に表示しただけ農業委員会で担当する委員がございまして、それで、表の一番左がどんな委員があるか、その右側が本日決めていただきたい担当委員、担当委員より右側が、参考に前回まで、または現在

担当されている委員の方のお名前が載っています。右側の備考というところが、それぞれの委員会等の概要、どんな動きがあるとか、年何回会議があるのか、そういうことを記載しております。

それで担当委員のほう、まず会長の充て職というのが既を書いてあるんですけども、これだけございまして、ちょっと数多くて申し訳ないんですけども、よろしく願いいたします。

ほかの委員も今回の改正を機に決めていただきたいと思いますので、結構数がありますので、全員が何らかの委員を担当していただかないと、全部埋まらないようになっておりますので、最低どれか一つは恐れ入りますが引き受けていただきたいと思いますので、こちらの担当委員の委員決めによろしく願いいたします。

○議長　じゃ、上から決めていきましようか。

そんなに会議回数はないと思うんですけども、それではまず最初に、農林金融協議会、これ任期3年でございます。理事2名、監事1名でございます。前任者は渋谷稔さんと、福岡さん、どうされますか。そして、監事に臼倉正浩さんをお願いをしてありました。5月に総会がありまして、そのほかは要請があったときに会議があるということで、それほど負担にはならないと思うので、これを引き続き福岡委員に理事をお願いしたい。それと、荻野勝利委員に理事をお願いしたいと思います。そして、幹事のほう、田中幸夫委員をお願いしたいと思います。

次に、地産地消でございます。これは前任は私でございます、引き続き私やります。

それから、都市計画審議会、これは年3回とありますけれども、3回も必ずということじゃないですね。市長からの諮問があったときに会議を行うということで、鈴木隆委員をお願いいたします。

それからまちづくり・景観推進会議、これは任期2年でございまして、大規模開発があったときに会議があるかと思えます。前任者は本日お休みですけども、鈴木新一さんで、これは引き続き鈴木さんをお願いしたいと思えます。

それから、下水道事業審議会、これは任期2年でございまして、年1回程度の会議がございます。前任者が小倉雅樹委員で、臼倉明久委員をお願いいたします。

次は、国民健康保険運営協議会、これ任期3年でございます。前任者、それから、まだ引き続きまだ任期があると思えますので、齋藤富子委員をお願いしてありまして、引き続き齋藤さんによろしいですか、お願いいたします。

それから、みどりの学校ファーム推進協議会、前任者は渋谷稔さんと大野ヒロ子さん、松田淳一さんでございます。松田さん、年1回くらいですか、この会議。

○10番（松田淳一委員）　ええ。近年は、ここ2年くらいでしたか、近年はもう書面会議だ

けだったというふうに、これはコロナということだけではなくて、内容的に集まってもらうほどのことというんで、この2年くらい書面のみです。

○議長 じゃ、これを石井清巳委員にお願いをいたします。それから、荻野透委員、それから松田淳一委員にお願いをいたします。計3名です。

それから、JAさいかつ管内農作業受託料金協議会、これは誰でもできるというわけじゃなくて、田んぼの作業が主なんでしょうから、前任者が新井委員、飯山委員、大塚委員にお願いしてあったんですけれども、これは新井委員、お願いいたします。それから、大塚委員、お願いいたします。そして、私です。

○7番（新井孝美委員） これ、受託のほうは私なんですけれども、そのままよろしいんですか、受託の部分。委託じゃなくて受託。

○議長 そうか、受託と委託ということですか。
でも、新井さん受託でやっていたから。

○7番（新井孝美委員） そのままで。

○議長 お願いします。じゃ、大塚さん、委託。

○3番（大塚一宏委員） 私、委託やっていない。

受託はやっているけれども、委託、人に委託は頼んではいませんが。まあ、いいですよ。

○議長 いいですか。分かりました。お願いします。

それから、八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会、これが任期2年でございます。前任が大野ヒロ子さんをお願いしてありましたので、女性をお願いしたいということなんで、関根幸子さんをお願いします。

それから、八潮市水道運営審議会、これ任期2年でございます。前任は飯山委員をお願いしてありまして、引き続き飯山委員をお願いいたします。

それから、次は農業祭実行委員会、これ、部会員を会場管理部会、農産物展示部会、啓発・即売部会とありまして、これの役員を決めなきゃいけないんですけれども、ここ3年ばかり中止でございまして、中止になる前は田中委員と新井委員と鈴木隆委員をお願いしていました。じゃ、会場管理部会、これのほうを田中委員お願いいたします。そして、農産物展示部会、これを新井委員をお願いいたします。そして、啓発・即売部会、これを鈴木隆委員をお願いします。

そして、次は振興計画審議会、任期2年でございます。前任は私でございまして、今年度は開催なしで、年にそんなに会議はないんでございましたので、大塚委員をお願いをいたします。

これで埋まりましたか。それでは、一応確認を事務局でお願いします。

○事務局 それでは、確認させていただきます。

表の上のほうから、農林金融協議会、理事として福岡委員、荻野勝利委員、同監事として田中委員。地産地消推進協議会が引き続き小早川会長。都市計画審議会が鈴木隆委員。まちづくり・景観推進会議が引き続き鈴木新一委員。下水道事業審議会が臼倉明久委員。国民健康保険運営協議会が引き続き齋藤委員。次、みどりの学校ファーム推進協議会が石井委員、荻野透委員、松田委員。JAさいかつ管内農作業受委託料金協議会が、受託者代表として新井委員、委託者代表として大塚委員。八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会が関根委員。八潮市水道運営審議会が引き続き飯山委員。そして、農業祭実行委員会、会場管理部会が田中委員、農産物展示部会が新井委員、啓発・即売部会が鈴木隆委員。最後に、振興計画審議会が大塚委員。

以上となります。

○議長 ありがとうございました。

それでは、ちょっと1時間経過しましたので、ここで休憩を入れます。

——— 休 憩 ———

◎転用等届出受理報告

○議長 次に、次第9の転用等届出受理報告についてでございます。

まず、報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について5件、報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について10件、報告第3号 農地転用許可後の工事完了届について2件、続けて事務局より報告をお願いします。

○事務局 それでは、「八潮市農業委員会8月総会次第」というA4横版の資料をご準備ください。

1ページをお開きください。報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出につきましては、記載のとおり、共同住宅敷地2件、住宅敷地1件、駐車場敷地2件、合計5件の届出を受理いたしました。

次に、次第の2ページをご覧ください。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出につきましては、記載のとおり、共同住宅敷地3件、住宅敷地7件、合計10件の届出を受理いたしました。

このうち、番号10は、関東財務局が国有地を入札で売り出し、落札されましたが、登記地目が農地であるため、落札者が農地転用の手続きを行ったものです。

最後に、4ページをご覧ください。報告第3号は、農地転用許可後の工事完了届につきましては、6月に許可の下りました、〇〇〇の〇〇〇さん所有の駐車場及び資材置場1件、昨

年11月許可の、〇〇〇の〇〇〇の駐車場が1件、合計2件の完了報告があったものでございます。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

ただいま転用等届出受理報告について説明がございました。

時間を5分設定しまして、もう一度確認してください。もし、質問があればお願いします。

———— 資料確認 ————

○事務局 新任委員の方のためにちょっと補足なんですけれども、今回農地法4条と5条の農地転用届出がございますけれども、4条と5条の違いについてちょっと補足説明させていただきます。

4条というのは、土地の所有者自身が農地を転用するときに提出する届けとなります。それに対しまして、農地法5条の届出というのは、その土地を誰かに売ったり、誰かに貸したりして、農地転用の届出を出す場合が5条となります。4条は土地の所有者本人の農地転用、5条は自分の土地を誰かに貸したり、売ったりする場合の届出となります。

また、新しい案件が出たら、その辺を説明してまいりますので、以降もよろしく願いいたします。

○議長 それでは、何かご質問がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べてから発言をお願いいたします。

ございませんか。

———— 委員より意見なし ————

○議長 なければ、転用等届出受理報告は終わりいたします。

◎その他

○議長 次に、次第10、その他にまいります。

その他につきましては、依頼事項が6件、説明事項が3件、報告事項が1件ございます。

まず、説明事項、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例について、これは資料6及び八潮市農業委員会慶弔規定、資料7、これについて事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それではご説明申し上げます。

まず、報酬と費用弁償について説明いたします。資料6をご覧ください。

八潮市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例というのがございまして、これに基づき支払われるものです。

2枚目をご覧ください。

こちらの別表1にまず、農業委員会委員の月額報酬額が定められております。ご覧の報酬額から所得税分を引きまして、毎月皆さんの口座に振り込まれます。次の費用弁償というのは、農業委員会の業務として総会への出席や担当案件の事実調査、出張などをした際に、通勤に要する経費として支給されるものです。後ろの面の別表第2は、市外の遠方へ出張するときなどで、経費が1,000円以上となる場合は、こちらの基準に基づいて算定されることとなっております。費用弁償は活動実績に基づいて、皆さんの指定口座に振り込まれることとなります。

このため、本日新しく委員となられた皆様には、口座振替払依頼書と印鑑をご持参いただいているところです。

次に、資料7をご覧ください。

八潮市農業委員会慶弔規定というのがございまして、委員相互の親睦を目的として、委員さんの間にご不幸などがあつた際の慶弔費の支給額などが定められております。そして、規定の第3条のところですが、会費が年額〇〇〇円となっております、9月に納入する取り決めとなっております。恐れ入りますが、来月徴収させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長 続きまして、説明事項3件目、令和5年度農業委員会総会及び研修会等の日程につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 資料8のほうをご覧ください。

こちら、継続される委員さんにつきましては、以前お配りしたものと同じなんですけれども、この資料8は今年度の総会の日程と会場等となっております。毎月中旬くらい、総会開催日の1週間くらい前になってしまうかもしれないんですけども、毎月総会のご案内は郵送でお届けしますが、予定としてはこの表のとおりとなっております。大体毎月25日前後に設定しておりまして、時間も毎回何かない限り午後2時からとなっております。毎月通知は差し上げるんですけども、このようになっておりますことを頭のほうに入れておいていただければと思ひます。

そして、1月以降なんですけれども、市役所のほうが新庁舎に移るわけなんですけれども、まだ会議室の調整とか始まっておりませんので、決まりましたら、またその際に改めてお知らせいたします。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、依頼事項1件目、令和5年度農地利用最適化活動活性化研修会について、事

務局より説明をお願いいたします。

○事務局 資料10のほうをご覧ください。

こちらは、もう研修が来月なんで、先月に参加される委員を決めていただきました農地利用最適化活動活性化研修会についてなんですけれども、参加される鈴木新一委員、鈴木隆委員、田中委員、松田委員におかれましてはよろしくをお願いいたします。

9月11日、1時から開催なので、余裕をもって現地近くに行ってお昼食を取ってから研修会場に臨みたいと思いますので、10時40分に出発したいと思いますので、それに間に合うようにメセナ前の駐車場に集合して下さるようお願いいたします。

以上です。

○議長 それでは、9月11日、鈴木新一委員、鈴木隆委員、田中委員、松田委員、よろしくをお願いいたします。

それでは、続きまして依頼事項2件目、四市町農政研究会合同研修会の開催について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 資料11のほうをご覧ください。

こちらは、四市町農政研究会というのが、JAさいかつ管内の八潮市と三郷市、吉川市、松伏町で構成される会なんですけれども、ここで毎年委員さんが参加して合同研修会というのが年に1回行われているところなんですけど、ここ3年ですか、コロナでずっと中止になっておまして、ほぼ4年ぶりの開催となります。今回、松伏町が幹事になっておまして、開催日時が10月6日の金曜日、午後3時半から吉川市内の〇〇〇でやる予定です。

研修内容としましては、農業委員会制度と農業委員会の役割について、ここ1年で改選になった農業委員会が多いので、このような演題になったのかなと推測されるところなんですけれども、これを全国農業会議所の方に講師として来ていただいて、研修する予定です。こちらの合同研修会は、研修の後、同じ〇〇〇で懇親会が予定されておまして、これを含めての出席依頼となります。

会費のほうは1人〇〇〇ということです。それで、こちら従来から原則全員参加ということでお願いしてありますので、都合のつく方は極力参加いただきたいと思います。出欠の報告が9月25日までとなっておりますので、ちょうど来月の総会するときなので、その日に最終確認して回答しようと思っているんですけども、それまでにも10月6日、既に予定が入って出られないとか、そういうことがありましたら、早めに事務局のほうまでご連絡いただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

皆さんお忙しいとは思いますが、研修は従来より原則全員参加ということで対応し

ておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長 続きまして、依頼事項3件目、生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんについて、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 資料12をご覧ください。

今回、生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんについての依頼が2件来ております。

こちらは、生産緑地の買取り申出が担当の公園みどり課のほうに来まして、それで、市内の各部署に買取りしたい意向があるかどうか、それを一通り聞いたところ、市役所の中では買取りを希望するところがどこもなかったため、次のステップといたしまして、農業委員会の方に取得のあっせんの依頼が来たものとなります。

まず、1点目から説明いたします。資料のほうをご覧ください。資料1ページ目、買取り申出の概要を申しますと、八潮〇〇〇号生産緑地で、住所が〇〇〇と〇〇〇、合計〇〇平米、買取り希望価格は1ページの下のほうに記載されますこのような金額となっております。

場所の説明させていただきますと、3ページ、〇〇〇というのがありますが、この地図には載っていないんですけれども、この少し北側が〇〇〇となります。その〇側の区画整理で一体的に生産緑地に集約して配置された場所なんですけれども、こちらの申請地になります。こちらは6月の総会で主たる従事者の証明をした場所となります。その土地が買取り申出されたということでございます。

続きまして、2件目になります。7ページのほうをご覧ください。こちらのほうは、八潮〇〇号生産緑地です。

〇〇〇にあるんですけれども、こちらは生産緑地指定後30年が過ぎたことによって、特定生産緑地に指定せず買取り申出されたものとなります。なので、事前に農業委員会の方に主たる従事者の証明とか回ってきた場所でないところであります。

こちらの生産緑地〇〇平米と小さめなんですけれども、この〇〇号生産緑地というのは、元は〇〇〇平米ほどあった生産緑地のようです。これが区画整理によって、ほかの6か所に換地されまして、その結果、残った〇〇平米、こちらを買取り申出されたということになります。1枚めくっていただいて、8ページの上に記載ございますのが、買取り申出価格となっております。

場所のほうは、隣の右側の9ページで、ちょっと小さくて分かりづらいなんですけれども、〇〇〇の〇側の長方形の土地となります。現地の様子は1枚めくっていただいて、最後の11ページ、ちょっと白黒で分かりづらいなんですけれども、ここの細長い土地となっております。

以上、この2か所につきまして、皆さんの担当地区で、もし買取りの希望される方がいらっしゃいましたら、来月の総会までに事務局へご報告いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの農地の買取り希望をする方がいらっしゃいましたならば、来月の総会までに事務局に報告をお願いいたします。

どうぞ。

○5番（福岡達則委員） 最初の生産緑地の買取り申出なんですけれども、地図を見ると、これ現地と違うんです。2ページと3ページ目の地図。

確認してください。

○事務局 分かりました。

○議長 じゃ、これは事務局に確認をお願いいたしますので、その他ございませんか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 なければ、次に移りたいと思います。

依頼事項4件目、農業委員会活動記録簿について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、活動記録簿について説明させていただきます。

新任委員の方には、フラットファイルの中に入っているものです、ちょっとこれ何なのかと気になさっているところだと思うんですけれども、フラットファイルの中の活動記録簿をご覧ください。

こちらは、2年ぐらい前からですかね、農業委員の活動の見える化というのがより要求されるようになりまして、全国的に農業委員さんはこういった活動記録簿をつけるということになりました。これを毎月つけていただいて、何日農地利用の最適化活動に向けた活動をしたかという日数を毎月カウントしまして、それを1年間で集計しまして、目標どおり農業委員会は活動できたかどうかという結果をホームページに記載しないといけないことになっております。なので、提出いただかないと八潮市は目標活動どおり活動しませんでした。そのような結果をホームページに載せないといけなくなってしまうので、この活動記録簿の提出を毎月お願いしたいということです。この活動記録簿を見るとプレッシャーを感じるかもしれないんですけれども、活動内容をいろいろ記録するようなことが、毎日毎日あるわけもないと思いますので、通常は何事もないのが日常だと思います。それなので、特に何もなければ、これはカードの一番後ろのほうにちょっとカラー印刷で記入例というのがありまして、そこに特に何もなかったときの記入例、家から外に出て地域の農地を見回り、何もなかったということは、それはもう異状なしということで、判断して結構なので、その際、この記入例を参考にこの赤いところを注意してつけていただければと思います。上の何月から何月分というところとお名前は、あらかじめこちらで入力させていただいておりますので、あと活動した日にち、時間も大体で結構ですので、場所はどこか、大体畑とか、田んぼだったり、

圃場というところに丸つけていただいて、それで、農地を利用して何もなかったというのは、3番の表の中ほど、遊休農地の発生防止対象ということで、現地確認をしたと、利用状況調査をしたと、特に前通って何もなければ、異常なかったということなので、それで下のほうの詳細にどこどこ地区をパトロール、これ自分の地区以外でも、八潮市内であれば構いませんので、どこどこ地区をパトロール、異常なし、このように書いていただければ結構なので、そうそういろいろな出来事があるものではないので、異状なしという形で報告いただいても構いませんので、八潮市農業委員会の活動目標日数というのが、1か月で8日となっておりますので、毎月5枚、10日分配らせてもらいますけれども、8日分のものだと思って、これを毎月提出していただきたいと思います。

この先、何か不明なことがありましたら、遠慮しないで事務局のほうにご相談いただければと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長 大塚委員。

○3番(大塚一宏委員) 今までの農業委員の活動記録の例を新人委員さんに何枚、幾つか、こういうふうに書いてありますみたいなものを例として渡してあげれば、名前だけ消して。

○事務局 この異常なし以外の例ですね。

○3番(大塚一宏委員) そうそう。

○事務局 じゃ、来月用意させていただきます。

○3番(大塚一宏委員) あと、新規参入イベントか何かに行くと、点数にできるみたいなのがあったじゃないですか。齋藤さん行ったでしょう。あれは。

○事務局 それはこの活動記録とはまた別に、改めて、また誰かに行っていただきたいと思っておりますので、その際にまた説明させていただきます。

○議長 よろしいですか。実際に記入していくと、また不明な点とか出てくると思うんですけども、ためてしまうと何十枚になってしまうと大変でございます。その都度、事務局にご確認いただいて、提出してください。

○3番(大塚一宏委員) 出し忘れは駄目なんで、一月8件以上というのは、今までに書かないで、出さないでまとめて出した人が何人かいるけれども、大変ですから、毎月出したほうがいいのかと思います。

○議長 よろしいですか。

続きまして、報告事項、農業経営及び農地利用状況に関する調査につきまして、事務局より説明をお願いをいたします。

○事務局 8月当初に各農家さんに郵送いたしました農業経営及び農地利用状況調査、従来より八・一調査と呼ばれているものですが、352通郵送しましたところ、本日までの回収は

260通で、回収率は約74%となっております。以前はこのタイミングで委員の皆様へ未提出の農家さんを訪問いただき、回収をお願いしていたところですが、コロナ禍のここ3年は再度郵送しております。今年もまた、この後は再度郵送する予定ですが、それでもご提出いただけなかった農家さんに対しましては、来月の総会で皆様へ何軒か回収をお願いすることになるかもしれませんが、その際はご協力よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

昔の八・一調査でございまして、書かない人は書かないんですね。

それでは、続きまして依頼事項5件目、農地パトロールについて、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 農地パトロールなんですけれども、昔は8月の終わりにも合同でやっていたりしたんですけれども、最近ちょっと毎年夏が暑いので、8月はちょっとということで、最近では9月の末頃にやっております。過去3年ぐらいコロナ禍が続いたので、以前は合同パトロールということで、車に地区ごとに何人かに分けて同乗して、複数でパトロールをやっていたところなんですけれども、ここ3年ぐらいはコロナ禍ということで、同乗はよろしくないということで、個人個人でそれぞれの担当地区を回っていただいてパトロールしていただいたところなんです。今年も大分コロナも落ち着いてきてはおるんですが、今年も昨年と同様、それぞれ個人で担当地区を回っていく形をお願いしたいと思っております。

その形であれば、9月の総会までに皆さんの担当地区の地図とか、資料を用意しておきますので、9月の総会で依頼して、10月の総会までに各地区のパトロール結果を提出いただくという形を取りたいと思っております。

新任委員さんの方に対しまして簡単に説明しますと、この時期にやる農地パトロールというのは、要は遊休農地かどうか、長い間管理をしていなくて、耕作されているかどうか、その辺に着眼を置いた調査となります。やり方につきましては、依頼時に改めて説明いたしますので、よろしく申し上げます。

○議長 ありがとうございます。

次に、依頼事項6件目、委員の研修会について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 今回、新しく委員になられた方が5名いらっしゃいます。

まず、農業委員会に関する制度や総会で審議していただきます農地法に関することなどにつきまして、最初に説明を行わなければなりません。本日は最初の総会で取り決めることが多く、時間的に厳しいことから、来月の9月25日、総会の日研修会を計画させていただきました。

場所は、今回と同じこの第2会議室になりますが、時間は午後2時より、2部構成で1時

間ほど予定をしております。第1部は、農業委員会の制度について、埼玉県農業会議より送られてきましたDVDを視聴していただきます。従来は埼玉県農業会議より講師に来ていただいて、直接講義を受けているところですが、今年度につきましてはDVDの視聴により研修されるよう依頼されたものでございます。

第2部は、埼玉県春日部農林振興センターの職員に来ていただいて、農地法についてご説明をいただく予定となっております。どちらも新任者向けの内容となっておりますが、継続して委員となられた皆様も再度確認をしていただきたいと思いますので、原則全員参加ということでよろしく願いいたします。以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

それでは、最後に次回の総会の日程につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、今、研修会の説明の際に局長より話がありましたが、次回9月総会につきましては、9月25日の月曜日に、今回と同じこちらの第2会議室で開催させていただきます。

午後2時より、説明がありました委員研修会が終了した後、3時30分頃より総会を開始する予定です。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

最後になりますが、皆様から全体を通して何かございましたらお願いいたします。

特にならなければ、これにて議長の席を下ろさせていただきます。皆様のご協力ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○事務局長 小早川会長、議事の進行大変お疲れさまでした。また、委員の皆様には慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。

これにて閉会とさせていただきます。

大変お疲れさまでした。

この後、会議室の中を少し片づけて、身分証明書の写真を撮影いたします。議席番号順に撮影していきますので、お疲れのところ申し訳ありませんが、もうしばらくお待ちいただくようによろしく願いいたします。

閉会 午後3時46分